

記載要領等	推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書
-------	--

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

《記載要領》

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人・他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を二重線で抹消してください。